

令和6年度第1回鴨川市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 令和6年8月2日（金）午後1時30分から午後2時30分まで

2 場 所 鴨川市役所400会議室

3 出席者

（1）委員

樋口洋子委員、前田恵美子委員、酒井龍一委員、小橋孝介委員、黒野秀樹委員、
羽田幸弘委員

（2）鴨川市国民健康保険条例施行規則第14条の規定により出席した者

長谷川孝夫市長

市民福祉部 鈴木克己部長

健康推進課 角田守課長

市民生活課 山口紀子課長、山口勝弘課長補佐、半田直美係長

企画総務部

税務課 安田勉課長、小東慶旭係長、吉田麻依子主任主事

4 欠席者

石井薫委員

5 次第

（1）開会

（2）市長あいさつ

（3）議件

①令和5年度鴨川市国民健康保険特別会計決算について

②その他 熱中症予防について

（4）閉会

6 会議内容

別紙のとおり

7 会議の傍聴者

なし

1 開 会

(司 会)

皆様、こんにちは。本日進行を務めさせていただきます市民生活課長補佐の山口と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(資料確認)

(自己紹介)

(司 会)

ただ今より、令和6年度第1回鴨川市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。本日、石井薫様より欠席の報告がありましたので、出席者は6名でございます。過半数の委員の出席がございましたので、鴨川市国民健康保険条例施行規則第8条の規定により、本協議会は成立いたしました。

また、本運営協議会の会議につきましては、鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領に基づきまして、公開とさせていただいております。会議録作成のため会議を録音させていただきますのでご了承ください。

なお、本日の傍聴の申し込みはございません。それでは、次第により進めさせていただきます。まず始めに、鴨川市長よりご挨拶を申し上げます。

2 市長挨拶

改めましてこんにちは、長谷川でございます。大変暑い夏が続いております、それこそ梅雨明けと同時に熱中症警戒アラートが発令されまして、しかしながら一方では10日ほど前でしたでしょうか、東北地方には大雨警戒警報ということで、多くの人たちが犠牲になられ、そしてまた復興に今、時間を要しているところであります。改めまして、そういう方々に対しまして、心からお見舞いとお悔やみを申し上げさせていただきたいと思えます。今、熱中症警戒アラートなるものが発令されているという話をしましたけれども、まさに7月に入って、ずっと続いているわけございまして、本当にこの日本の気候はどうなっているのか、世界中がということでありましょうが、しかしながら、地球ができてから45億年経っている中では、今、これからは氷河期に入る時期だそうなんですね。しかしながら、こうして気候変動の中で暑い夏が続いているということは、どういうことなのか。これは人間が文明社会の中で作り上げた産物だよというようなことを言っている方もいらっしゃるようでございます。いずれにしても、私たちの健康については、十分

今後とも気をつけてまいらなければいけないと、このように思っているところでございます。

それでは、ご挨拶を申し上げさせていただきます。本日は、令和6年度第1回の鴨川市国民健康保険運営協議会を開催をさせていただきました。委員の皆様方には大変お忙しい中、こうしてご出席をいただきましたこと、心から感謝を申し上げる次第でございます。また、日頃から皆様方におかれましては、国民健康保険事業に多大なるご支援とご協力を賜っておりますこと、重ねて感謝を申し上げるところでございます。

さて私ども今、一番の関心事は、この国民健康保険なるものに通じていうならば、皆様方ご承知のように、本年12月から健康保険証は、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みへと移行するところになっているところでございます。現在その移行に向けまして、例規であるとか、規則等々の改正、あるいはシステム改修、事務手続の見直しなどに取り組んでいるところでございまして、保険者であります鴨川市をはじめとします、各医療機関や薬局等にもご協力をいただき、マイナ保険証の利用促進に向けて取り組んでまいりたいと、このように考えているところでございますので、それぞれの関係者の皆さん方がいらっしゃるわけでございますが、この取り組みにつきまして、より積極的にお願いしたいと、このように思っているところでございます。

それでは本日の議件でございしますが、これもご案内のことと思いますが、令和5年度の国民健康保険特別会計決算案となっております。詳細につきましては、この後、事務局の方から説明いたしますので、委員の皆様方には忌憚のない率直なる、今後の鴨川の国民健康保険健康運営につきまして、十分なるご審議をいただければ大変ありがたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願い申し上げまして、私からの冒頭での挨拶に代えさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

(司 会)

ありがとうございました。それでは議件に入らせていただきます。なお、議長につきましては、鴨川市国民健康保険条例施行規則第6条の規定によりまして、会長が行うことになっておりますので、酒井会長に議長をお願いいたします。

3 議 件

- (1) 令和5年度鴨川市国民健康保険特別会計決算について
- (2) その他

(議 長)

皆さん、こんにちは。これより議件に入ります。議件1、令和5年度国民健康保険特別会計決算について事務局山口市民生活課長よりご説明をお願いいたします。

(市民生活課長 令和5年度 鴨川市国民健康保険特別会計決算について説明)

(議 長)

ありがとうございました。ただいま、山口課長からご説明がありました議案につきましてご質問等ございましたらご発言ください。羽田委員。

(羽田委員)

どこが原因でこれだけの繰り入れを行わなければならなかったのかなというのは、ちょっと私的には見えてきていないというところで、その原因で全体の金額として国保から社保に変更となった人たちがいますよ、それから加入者が減りましたよとか、そういうお話はあったのですが、構造的に高齢者が増えている状況の中で、高齢者がいなくなっているのがわかるんですね。若い人もだんだん減っているという状況で、ただ世帯数自体が増えている傾向が高齢者の方であって、若い方にはないはずという、そんな全体の人口の動きの中で、その収入に与えている対象者の減が与えている影響とかそういうのが、それほど大きくないな、単価もとんでもなく上がっているわけではないのだけど、確実に上がっているなとか、さまざまな要因があるのですけれども、ただこの財政調整基金の入れ方がとんでもなく、今まで貯金したものを全部を使い切ったという、簡単に言うとそういう話ですよ。そんなわけで財政調整基金の話を、もう少し詳しくお願いしたい。

(議 長)

事務局説明をお願いします。

(市民生活課長)

被保険者が減っているのは減っているのですけれども、一人当たりのコストが上がっているというのは確かなのです。よって、コロナ明けが昨年だったのですが、その後からも病院にかかっているという方が増えているというのと、一人当たりの単価が増えている。よって、人数が多くなったというよりは、単価が増えているというように分析しています。

これは決算になって初めてこの財政調整基金を使うということではなく、予算のときから立てさせていただいたのですが、すでにもう予算を立てた時点からそれが見込まれてい

て、財政調整基金を入れるのではなくて、保険税を上げれば本当はよいのですが、ただし、保険料を上げるというのはとてもセンシティブな話でありまして、足りなくなったから上げようということにはいかないので。それで財政調整基金というものがありますので、今回は今まで 100 万円になってしまった年もある中で、少しずつ積み重ねてきてまして、2 億円まで来ましたので、今年につきましては、1 億 3,985 万 1,000 円を残し、これを使ったらどうかという判断でさせていただいています。県のほうからも、鴨川市はこのくらいの率でどうかという話が毎年来るのですが、でもこれでやったら、一世帯あたり金額が上ってしまい、そうすると家計の負担ですし、ではどうしたらよいかという話し合いの中で、予算を立てるときに財政調整基金を使うことにさせていただき、そのように使わせていただいた決算になっています。

（議 長）羽田委員。

（羽田委員）

はい、わかりました。そういうような状況であると今後の展開としては、近々上げる必要が生じるというような状況だと思うのですが、見込み的にはどんな感じなのですか。あと 1 年しか持たないなという単純な計算なのですけれども、お願いします。

（議 長）

事務局説明をお願いします。

（市民生活課長）

来年度に向けてどのくらいの予算を取っていくかというのは、まだわからないのですが、ただ令和 11 年の県の一体化に向けて、もしこれで税率を上げないで済めばよいなという考えでやっています。あとは、資料 1 の下から 2 つ目の基金の状況の高額療養費等資金貸付基金というものがございまして、これ今、各市町村なくてよいと言われているものなので、ここから使っていこうかということで、なるべく保険税率を上げないように、ここにあるお金でなんとかできればという努力をして行きたいと思っています。以上です。

（議 長）

今まで国民健康保険を市町村の方で管理していたわけですが、今、羽田委員の方からご指摘があったように数年前から都道府県に移管されるということで、千葉県の方で管理してお金をくれるわけですね。そうした場合、平成 30 年から順調に推移していたも

のがここに来てこういうように投入したということは、来年にあたって千葉県の方からそれに見合った金額を考慮していただけるという感じですか。事務局お願いします。

（市民生活課長）

千葉県としては、鴨川市はこのくらいのお金を使っているので鴨川市としてはこのくらい保険税を払ってくださいといった計算をしたときに、今あるお金でできるのか。税金を上げなくてはいけないのかというところの計算を毎年させていただいております。なるべく今あるもので税金を上げなくて、統一するまでの間、耐えられればという考えでいるということです。よって上げなくてはいけなくなる可能性はありますが、なるべく今あるお金の中でできるように努力をしていくということです。一度上げるとなったら、市民の方の負担にもなってしまうものですから、十分に調整しながら、計算しながらやっていきたいと思います。

（議 長）

黒野委員。

（黒野委員）

今のお話の続きなのですが、上げ幅、安定、いわゆるどの程度の計算を立てますか。安定させるための上げ幅とおっしゃっていますけれども、どのくらいであれば。簡単でよいのですけど数字を示していただけると。

（議 長）

事務局お願いします。

（市民生活課長）

手元に数字がないのですけど、毎年、千葉県からいくらが適当ですよと来る金額とは離れています。鴨川市は低くなっているのですけれど。

（議 長）

黒野委員。

（黒野委員）

どの程度か。市民が納得する額なのか、それとも駆け離れちゃっているのか。

(議 長)

事務局お願いします。

(市民生活課長)

6年度の場合、千葉県から鴨川市はこのくらいだと、納付金ベースがいけますよと言われているのが、7.64%と言われています。今、市民の皆様をお願いしているパーセンテージは7%。よって0.64%は上がるということになる。県としては、県に納める金額さえ納めてもらえば、市のパーセンテージについては、7.64%ですよと、例えば館山市は6.92%ですよと来るのです。でもこれに合わせて、上げてしまっただけでは負担も大きく、財政調整基金もありますし、県のいう7.64%じゃなくて、7%でいけるかということで予算を出させていただいている形です。例えば県の言ったように上げていたら、他の市町村も皆さん大変なことになると思うのです。

(議 長)

よろしいでしょうか。他にご発言がある方お願い致します。

それでは、令和5年度国民健康保険特別会計予算について、特にご意見がなければご異議ないものとして、皆様ご了承いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声)

(議 長)

ありがとうございます。議件1は、承認する事といたします。

次に、議件2、その他の熱中症予防について、事務局からご説明をお願いします。

(健康推進課長)

それでは健康推進課より熱中症対策につきまして、ご連絡申し上げます。資料につきましては、お手元の4種類の資料がございますが、まず最初に黄色の資料からお願いしたいと思っております。先ほど長谷川市長の挨拶の中にもありましたとおり、連日熱中症警戒情報が出されておりました、熱中症には十分注意をお願いしたいと思います。こちらの熱中症警戒情報等についてでございますが、今年の4月の気象変動適応法改正によりまして、従来の熱中症警戒アラートより、一段上の警戒情報であります熱中症特別警戒アラートが加わりました。この資料の左側の欄になります。今後、過去に例のない広域的な危険な暑

さが想定される警戒情報で、下段の表のとおり県内 14 の全地区の観測地で暑さ指数が 35 以上となった場合、県単位で発表される警戒情報でございます。この観測地点の中には鴨川市も入っております。これらは前日の午後 2 時に発表予定となっております。

続きまして、資料涼みどころクーリングシェルターの開設についてをご覧いただきたいと思います。ただいまご説明いたしました熱中症特別警戒アラートが発令されますと、市はこの法律に基づきまして暑さをしのぐ場所として、涼みどころ指定暑熱避難施設クーリングシェルターを指定して、ご覧の 6 つの施設を開放するものでございます。公共施設は上段の 5 つの施設、民間施設は下段の 1 施設でございます。特別警戒アラートが発令された際に開設するものでございますが、鴨川市では各施設、熱中症特別警戒アラートの発表状況によらず、指定の期間、涼みどころを開設する形になります。開設期間は熱中症警戒アラートの適用期間であります令和 6 年 4 月 24 日から令和 6 年 10 月 28 日までとなっております。また各施設営業日、それから営業時間帯によりまして、各施設開設時間が異なりますので、ご注意くださいと思いますが、暑い際は、こういった施設をご利用いただければと思っております。

3 点目は青い資料になります。熱中症から体を守ろう。こちらは鴨川市と協定しております大塚製薬のチラシと鴨川市のチラシになります。こちらは熱中症の予防のポイントが書かれております。右側は体温のコントロールをしましょうということで、このような対策をしていただきたいと思いますと思っております。また左側は水分バランスをコントロールしましょうということで、食生活、こまめに水分、そして塩分を摂っていただくというような内容が書かれています。また裏面をご覧いただきたいと思います。こちらの裏面でご注意いただきたいのは、上段の暑さに備えた体づくりをしましょうということで、暑熱順化ということで実は夏に入る前に体作りをして熱い時期を乗り越えましょうというものですが、今この体力作りをすることは極力控えていただきたいと思います。運動は避けていただきたいと思います。またこの表より下に、脱水状態をチェックしてみましょうということで、尿のカラーの確認、おしっこの色によって確認できるようですので、こちらを活用していただきたいと思いますとともに、それから皮膚の弾力性、手の甲の皮膚をつまんで判断するというのも可能だそうですので、ご活用いただきたいと思いますと思っております。こちらを導入させていただきました。

また 4 点目は、鴨川市の熱中症に注意しましょうというホームページでございます。ホームページでアップされておりますので、ご確認いただければと思っております。また地域の皆さん方のお声掛けにもご協力いただければと思っております。健康推進課からは以上でございます。

(議 長)

ありがとうございました。ただいま、健康推進課長から説明がありました件について、ご質問ご意見ありませんか。樋口委員。

(樋口委員)

シェルターとてもよいなと思ったのですが、周知、皆さんにどのようにお知らせしているのでしょうか。なかなか分かりにくいかなと、やっているということを知らない方が多いのじゃないかと思いました。

(議 長)

健康推進課長。

(健康推進課長)

周知につきましては、広報かもがわに掲載させていただくとともに、市のホームページにアップさせていただいております。また、今後ライン等々でも、情報提供があるかと思っていますので、そういった媒体を活用して、広く市民の皆様方にとっております。以上でございます。

(議 長)

ありがとうございました。議件2について他にご質問ございますでしょうか。特になければご理解いただけたものといたします。

他に何かございますでしょうか。特になければ、本日の議件は全て終了とさせていただきます。議長職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(司 会)

ありがとうございました。

それでは以上もちまして、令和6年度第1回国民健康保険運営協議会を閉会いたします。長時間にわたるご審議ありがとうございました。

鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領第7条第3項の規定により議事録の内容について確認します。

令和6年8月22日

鴨川市国民健康保険運営協議会

会長 酒井 龍一